

インクルーシブ教育システム構築のための今後の特別支援教育の推進方策
に関するヒアリング意見提出様式

団体名 全 国 知 事 会

1. 合理的配慮等環境整備について

- インクルーシブ教育システムを導入した場合における都道府県に設置義務が課されている特別支援学校のあり方など、現行の特別支援教育制度の方向性を明らかにすること。
- インクルーシブ教育システムの構築に向けて、理念にとどまることなく、必要となる教員等の配置や施設設備の整備等、人的・物的条件整備に係る財政措置を含めた具体的な制度設計を行うこと。
- 小・中学校の通常学級で障害を持つ児童生徒を受け入れる場合における障害の状態等に応じた施設設備の整備、人的配置、教員の専門性、教育内容等に係る合理的配慮の判断基準を明確にすること。
- 合理的配慮の提供に際し、設置者・学校と本人・保護者の意見が一致しない場合には、第三者機関によりその解決を図ることが望ましいとされているが、合理的配慮の決定権者等、第三者機関に関する詳細が示されていないことから、第三者機関に関する具体的内容を示すこと。

2. 教職員の確保及び専門性の向上について

- インクルーシブ教育システム構築に必要な専門性を有する教員確保のための方策を示すとともに、教員の専門性を一層向上させるシステムを示すこと。